



お断りします
過去帳や
門信徒名簿などは
閲覧禁止と
なっています



身元調査

しないさせない

許さない



浄土真宗本願寺派

編集 一般財団法人
同和教育振興会

あの家について
お尋ねしたいのですが・・・
過去帳を見れば・・・



◇ 結婚と身元調査

1960年代の後半に入り、戸籍の公開制度を利用した身元調査による結婚差別事件が多発するようになりました。

1999年、病院職員であったA子さんの結婚に関わって相手方の親の依頼で身元調査が行われました。調査依頼を受けた業者は不正な手段で戸籍を入手し、親に報告しました。親は「部落と関わりがある人とは結婚をさせられない」と反対しました。その結果、破談となりました。

結婚は二人の意思で充分なはずです。ところが「相手の家や素性を調べてみなければ」と、身元調査を業者に依頼する事例があとをたちません。業者は調査対象者の戸籍を取り寄せ、その本籍地や出生地を手がかりに、被差別部落出身または在日外国人などであるかを調査して報告します。これが戸籍を利用した身元調査の差別です。

◇ 巧妙な手口

情報化社会となり個人情報の保護が問題となっている中で、戸籍情報を不正に取得した身元調査も巧妙化しています。

例えば、ルーツ探しを装った身元調査です。「この地域に三代前まで住んでいた。この寺の門徒であると聞いてきた。私のルーツを探りたいので協力してほしい」などと虚偽の依頼をして身元調査の情報を集めようとした事例が報告されています。

また、最近では家系図づくりがブームとなり、作成を請け負った行政書士が寺院を訪れ、過去帳を見せてほしいとの協力依頼があった事例も同じく報告されています。

私たちは親鸞聖人のみ教えを仰ぐ同朋教団の一員として、寺院の個人情報が身元調査に利用され、差別に荷担することは絶対にあってはなりません。

そのためには、差別の現実を学び続けることが大切です。

御同朋の社会をめざすことは
差別を許さない社会をめざすことです

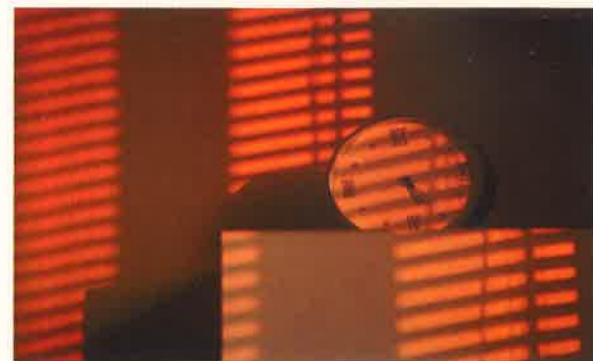
◇ 過去帳などの閲覧禁止

1990年代、宗派で全寺院対象に過去帳の調査をした結果、差別法名や過去帳差別記載などが判明しました。

法名に添えて、その人の族称や死因などが記載されていたのです。それで、過去帳をたどることで部落出身であることを調査することも可能でした。

だから、「お寺に行けば、情報を教えてもらえる」と言われたこともありました。過去帳を閲覧させることは、個人情報の漏えいになり、差別につながります。

したがって、過去帳などの閲覧は禁止されています。



◇ 守秘義務

寺院と門信徒が心深く交わり信頼を構築させるためには、知り得た個人的な情報を暴露しては成り立ちません。

多くの個人情報を抱える寺院であればなおさらのことです。寺院には守秘義務があるのです。